

# にいがた



▲秋の田園風景とほくほく線(六日町)

## Contents

- 被扶養者に異動はありませんか?
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険事務講習会開催のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

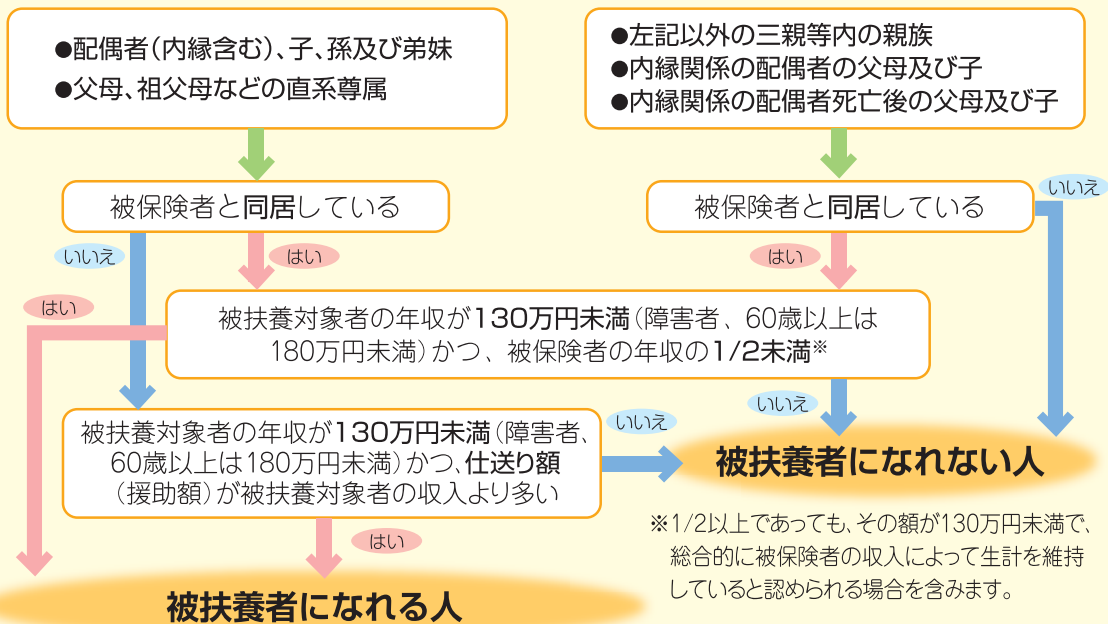
【職場内で回覧しましょう】

# 被扶養者に 異動はありませんか？

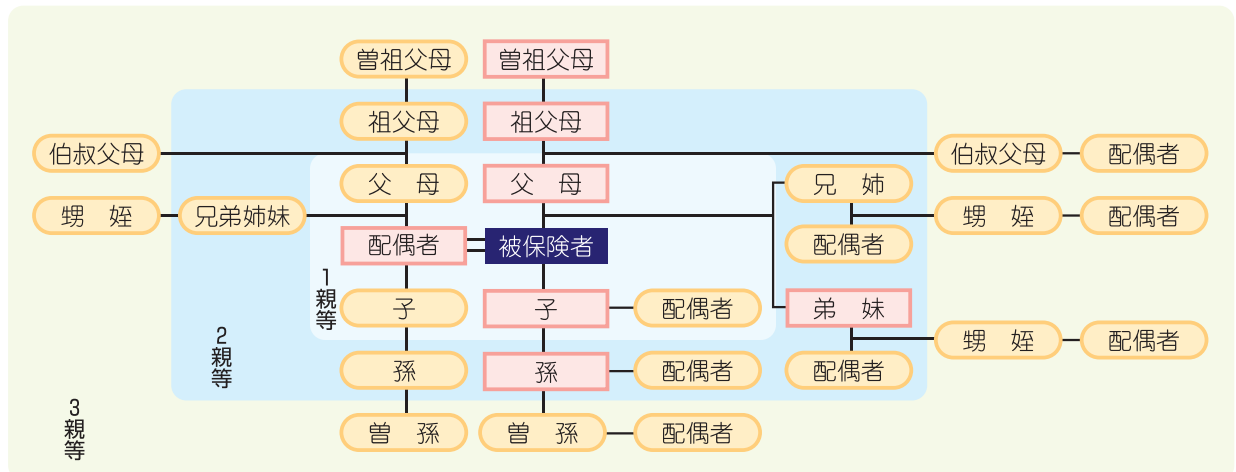


健康保険の被扶養者になれる方は、主として被保険者の収入により生計を維持している三親等以内の親族です。また、三親等以内でも被保険者の曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・子・孫・弟妹以外は被保険者と同居が条件となります。

結婚・出産・退職・同居等により生計維持する家族が増えたり、死亡・就職・別居等により生計維持関係がなくなったときは、5日以内に「被扶養者(異動)届」が必要ですのでご注意ください。  
(死亡の場合は家族埋葬料の申請も忘れずをお願いいたします。)



【三親等内の親族図】  の人は生計維持の関係が条件です  の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です



※このページでご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

[記入例] 年金機構(株)の従業員が結婚し、妻を被扶養者として申請する場合。

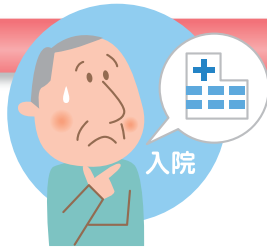
届書コード 202	処理区分 A	健康保険被扶養者(異動)届		事務センター長 副事務センター長 グループ長 担当者		
① 届書受付番号 新潟 100	被扶養者管理番号 ネナラ	被扶養者の氏名 ウスタ タロウ <b>白田 太郎</b>	生年月日 57.03.12	性別 男	資格取得年月日 130401	標準報酬月額 300
② 被扶養者2号の氏名 ウスタ ハナコ <b>白田 花子</b>		生年月日 581125	性別 女	職業 無職	同居 なし	被扶養者になった日 220901
③ 同居の状況 同居		被扶養者の月平均収入	被扶養者3号の氏名 死亡その他	死亡その他 理由	送付 滞り	年金手帳 交付
④ 扶養手続 〒987-6543 長岡市長岡3-2-1 年金機構株式会社 代表取締役社長 <b>年金 一郎</b>		電話 123(456局)7890番	扶養に関する申立書 (添付書類が提出できない事情がある場合に記入して下さい。)			
事業主受付年月日		平成 年 月 日提出	上記の事実と相違ありません。氏名			
事業主受付印		年金事務所受付印	社会保険労働士の届出代行者印			

届書コード 202	処理区分 A	資格取得・種別変更・種別確認(3号該当) 国民年金第3号被保険者 資格喪失・死亡届 氏名・生年月日・性別変更(訂正)		事務センター長 副事務センター長 グループ長 担当者		
① 届書受付番号 新潟 100	被扶養者管理番号 ネナラ	被扶養者の氏名 ウスタ タロウ <b>白田 太郎</b>	生年月日 57.03.12	性別 男	資格取得年月日 130401	標準報酬月額 300
② 被扶養者2号の氏名 ウスタ ハナコ <b>白田 花子</b>		生年月日 581125	性別 女	職業 無職	同居 なし	被扶養者になった日 220901
③ 同居の状況 同居		被扶養者の月平均収入	被扶養者3号の氏名 死亡その他	死亡その他 理由	送付 滞り	年金手帳 交付
④ 扶養手続 〒987-6543 長岡市長岡3-2-1 年金機構株式会社 代表取締役社長 <b>年金 一郎</b>		電話 123(456局)7890番	扶養に関する申立書 (添付書類が提出できない事情がある場合に記入して下さい。)			
事業主受付年月日		平成 年 月 日提出	上記の事実と相違ありません。氏名			
事業主受付印		年金事務所受付印	社会保険労働士の届出代行者印			

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# 協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)



限度額適用認定証を活用しましょう!

「入院することになったんだけどお金がかかるなあ」  
そんなとき、**経済的負担が大きく軽減されます!!**

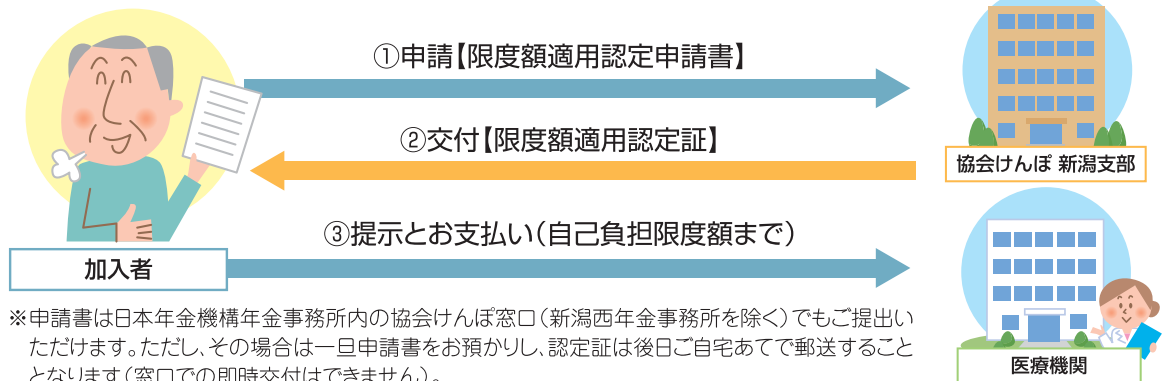
70歳未満の方が入院されたとき、限度額適用認定証を提示することで、医療機関でお支払いいただく金額が、次でお示しする「自己負担限度額」までに軽減されます!

### 【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得区分	自己負担限度額	多数該当
上位所得者	150,000円+{(総医療費-500,000円)×1%}	83,400円
一般	80,100円+{(総医療費-267,000円)×1%}	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

※上位所得者:標準報酬月額53万円以上の方、低所得者:被保険者が住民税非課税の場合等(申請用紙が異なります)

限度額適用認定証を使用しない場合は、医療機関窓口で請求された医療費の自己負担額(3割相当)を一旦全額支払い、その後に高額療養費の申請をすることにより、自己負担限度額を超えた分が給付金として払い戻されます。なお、限度額適用認定証を使用した場合であっても、1年間で4回以上自己負担限度額を超えた月があるとき(多数該当)、同月内に別の医療機関にも受診し自己負担額が21,000円以上かつかつたとき(世帯合算)など、別途「高額療養費」を受給できる場合がありますのでお問い合わせください。



※申請書は日本年金機構年金事務所内の協会けんぽ窓口(新潟西年金事務所を除く)でもご提出いただけます。ただし、その場合は一旦申請書をお預かりし、認定証は後日ご自宅あてで郵送することとなります(窓口での即時交付はできません)。

限度額適用認定証をお持ちの方で、お給料の額に変動があった方は特にご注意ください!!

毎年9月は保険料の定時決定の改定月です。限度額適用認定証をお持ちの方で、定時決定により標準報酬月額が53万円をまたいで変更となった場合、所得区分が変わるために現在お持ちの限度額適用認定証を使用することができません。お手順をお掛けいたしますが、現在お持ちの限度額適用認定証をご返却のうえ、再度「限度額適用認定証」の交付申請をお願いいたします。

※標準報酬月額…事業所から年金事務所に届出される被保険者それぞれの月給総額を、区切りよい幅で区分したものです。(保険料計算の基になります)

※定時決定…実際の報酬に即した標準報酬月額とするため、4・5・6月の月給総額に基づき標準報酬月額を決め直し、毎年9月に改定されます。

上記にかかるお問い合わせは

【業務グループ】 TEL.025-242-0262

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表) 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

協会けんぽ新潟支部

検索

## 年金委員・健康保険委員の皆様へ 社会保険委員大会の開催日程

社会保険委員大会を次のとおり開催する予定です。  
なお、開催内容につきましては、後日ご案内させていただきます。

社会保険委員会名	開催日
新潟東社会保険委員会	11月26日(金)
新潟西社会保険委員会	
長岡社会保険委員会	11月17日(水)
上越社会保険委員会	11月19日(金)
柏崎社会保険委員会	11月 9日(火)
三条社会保険委員会	11月16日(火)
新発田社会保険委員会	11月24日(水)
六日町社会保険委員会	11月12日(金)

## 10月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐渡中央会館	20(水)	13:30~16:30 (13:30~16:10)	柿崎商工会	20(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
両津地区公民館	21(木)	9:00~11:30 (9:00~11:00)	市民交流センターネブルみつけ	27(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
小木町商工会	21(木)	8:50~11:00 (8:50~10:30)	阿賀野市水原公民館	20(水)	10:00~14:00 (10:00~14:00)
小出商工会	20(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)	村上市役所	13(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
糸魚川市役所	13(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)		27(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
	27(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)	十日町地域地場産業振興センター	14(木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)
			クロス10	28(木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。

●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をして下さい。

※上記の社会保険相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

### 社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

## 社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

10月に開催の事務講習会については、8月号にもお知らせしたところですが、講習会のテーマを「年金の給付（老齢）」及び「健康保険の給付等」を中心として行います。  
多数の参加をお待ちしています。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
10月 6日(水)	午後1時30分 ～午後4時	クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
10月 7日(木)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
10月 8日(金)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
10月12日(火)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
10月13日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
10月14日(木)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
10月18日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

### お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）  
財団法人 新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

### どなたでもご相談ください



「まちなか健康相談」

まちなか健康相談は開催場所を移動しました。

会場／ふれ愛古町 新潟市中央区古町 旧大和デパート1階  
日時／毎週月曜日 午後1時から午後4時

事業主の皆様へ

診療報酬請求事務誤り解消にご協力ください。

- 受診の際、「保険証」持参の呼びかけを！
- 退職者の「保険証」の早期回収を！

社会保険診療報酬支払基金新潟支部

## 『ナノミストサウナ』を設置。

心地よく温まり、贅沢なくつろぎのひとときを。  
乾燥したお肌に、ナノミストが潤いを与えます。



閑静なたたずまい・落ち着いた10室

瀬波保養所 **松風荘**

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

〒958-0037

村上市瀬波温泉2-4-29 電話0254-53-3086

健康づくり  
標語コンクール金賞作品

3分間手をあげ 足あげ 腕を振り